

(日本産業規格 A 4)

銀行法第52条の4第3項に基づく届出書・変更届出書(イ)

金融庁長官	殿
財務(支)局長	殿

商号、名称又は氏名 (ロ)
住所又は本店所在地 (ロ)

※ 1 個人 2 法人 (1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ()) (団体名等:)				
フリガナ (カタカナ)				
商号、名称又は氏名				
フリガナ (カタカナ)				
住所又は本店所在地				
事業の種類				
フリガナ (カタカナ)				
旧商号、名称又は氏名				
フリガナ (カタカナ)				
旧住所又は本店所在地				
個人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)		
		勤務先名称		
	職業	勤務先住所		
法人	設立年月日 年 月 日	(フリガナ)		代表者役職
		代表者氏名		
		資本金額 (百万円)		

事務上の連絡先 及び担当者名	
電話番号	

2 基準日(ニ)

新基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

旧基準日	月末日	月末日	月末日	月末日
------	-----	-----	-----	-----

基準日変更の理由(ハ)	
-------------	--

3 提出者の類型(ヘ)

※1 第34条の5第2項第1号に該当	2 第34条の5第2項第2号に該当
3 第34条の5第2項第3号に該当	

銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名	
フリガナ(カタカナ)	
商号、名称又は氏名	

(記載上の注意)

1 一般的事項

- (A) この様式において「提出者」とは、銀行法第52条の4第3項の規定により、届出書の提出を行う者（代理人が提出する場合には、当該代理人に提出を委任する者）をいう。
- (B) この様式において「共同保有者」とは、提出者が銀行法第3条の2第1項第6号に掲げる者である場合における同号に規定する共同保有者をいう。
- (C) 第34条の5第2項第3号に規定する銀行等は、その共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出できるものとする。
- (D) 変更届出書は、基準日を変更する場合にはあらかじめ、提出者の商号、名称若しくは氏名又は住所若しくは本店所在地に変更があった場合にはすみやかに提出すること。
- (E) 変更届出書の提出に当たっては、変更のあった事項だけでなく、基準日の届出書の記載事項の全てについて記載すること。
- (F) この様式において、氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2 個別事項

(イ) 表題

表題の欄は、基準日の届出書又は変更届出書のいずれか該当しないものを消すこと。

(ロ) 商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地

(1) 提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入すること。なお、代理人が提出する場合には、届出書の提出を委任した者が、当該代理人に、届出書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。

(2) 提出者が、第34条の5第2項第3号に規定する銀行等である場合であって、当該提出者が共同保有者（将来共同保有者となる者を含む。）の委任を受けて、当該共同保有者の届出書を併せて提出する場合には、当該提出者がその商号、名称又は氏名及び住所又は本店所在地を記入すること。なお、当該共同保有者が、当該提出者に届出書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を届出書1通につき1通ずつ添付すること。

(3) 「商号、名称又は氏名」欄については、法人の場合には、法人の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入すること。

(ハ) 提出者の概要

別紙様式第10号の2の3の「第1 提出者及びその他保有者等に関する事項」の「2 提出者等」の「(1) 提出者等の概要」に準じて記載すること。

(ニ) 基準日

基準日の届出書を提出する場合には、「新基準日」欄に任意の3月毎の月末日を記載し、「旧基準日」欄には記載しないこと。変更届出書を提出する場合には、「新基準日」欄には変更後の基準日（任意の3月毎の月末日）を記載し、「旧基準日」欄には変更前の基準日を記載すること。

(ホ) 基準日変更の理由

基準日の変更を届け出る場合に、その理由を具体的に記載すること。

(ヘ) 提出者の類型

(1) 提出者が該当する類型の番号を○で囲むこと。

(2) 「銀行等である共同保有者の商号、名称又は氏名」欄には、提出者が第34条の5第2項第3号に掲げる者に該当する場合（将来該当する場合

を含む。)に、当該提出者の共同保有者(将来共同保有者となる者を含む。)であって、第34条の5第2項第1号又は第2号に掲げる者に該当する者の商号、名称又は氏名を1つ記載すること。